

横浜市駐車場条例に基づく定期報告について

横浜市駐車場条例（以下「条例」という。）第10条第5項の規定により、特例承認を受けた駐車場（敷地外駐車場、共同荷さばき駐車場等）の所有者又は管理者は、条例第12条の2及び条例施行規則第8条に基づき、特例承認を受けて設けられた駐車場の維持管理の状況について、第8号様式の定期報告書により、毎年度、市長に報告しなければなりません。

なお、定期報告書には条例取扱基準第10条に定める表示板の写真も添付してください。

1 定期報告の対象となる駐車場

条例第10条第1項から第4項までの規定により設けられた駐車場

例 敷地外駐車場（条例第10条第1項）

共同駐車場（条例第10条第2項）

共同荷さばき駐車場（条例第10条第4項）

2 定期報告の期限

定期報告の期限は、次のとおりです。

- 工事完了時
建築物の工事完了後（速やかに）
- 工事完了年度の翌年度以降毎年1回

3 定期報告書の提出先

横浜市 都市整備局 都市交通課 駐車場担当

所在地：横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話：045-671-3853

※ 条例の届出窓口である建築局市街地建築課とは異なりますので、御注意ください。

【根拠条文】

横浜市駐車場条例第12条の2

（定期報告）

第12条の2 第10条第1項から第4項までの規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、当該駐車施設等の維持管理の状況について、毎年度規則の定めるところにより、市長に報告しなければならない。

横浜市駐車場条例施行規則第8条

（定期報告書）

第8条 条例第12条の2の規定による駐車施設等の維持管理の状況についての報告は、定期報告書（第8号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

横浜市駐車場条例取扱基準第10条

（敷地外駐車施設等の表示）

第10条 条例第10条第1項に規定する敷地外駐車施設等を設置する者は、条例第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の見やすい箇所に、条例第10条第1項に該当する建築物である旨を記載した板（別記様式）を表示するものとする。

2 前項の板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定するものとする。

※ そのほか、条例の内容については、ホームページで公表している「横浜市駐車場条例の解説」を御参照ください。

【ホームページ】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/sassi.html>